

# 元ナチ強制収容所記念遺跡における 集合的「記憶」の行方

——ノイエンガメ KZ 記念遺跡の場合——

飯 田 収 治

は じ め に

戦後 60 年を経た現在のドイツには、「ナチズムの犠牲者のための記念遺跡 (Gedenkstätten für die Opfer des Nationalsozialismus)」として括られる慰霊の場、記念＝警鐘碑、記録施設、遺構などが、全国いたるところにある。それはナチズムの「過去」を決して忘れないと覚悟したドイツ社会の一面を表している。1999 年の連邦議会は記念遺跡助成に関する政府提案とその予算措置を承認した。今や「ナチ犠牲者の記念遺跡」は、現代ドイツの「記憶景観 (Erinnerungslandschaft)」を彩る重要な構成部分となっている。なかでもその中核に位置するのが元ナチ強制収容所記念遺跡 (KZ=Gedenkstätten) であろう。実際、2000 年以降の連邦・州による公的資金投入は KZ 記念遺跡の新・改造から始められ、ノイエンガメ KZ 記念遺跡などは面目を一新して本年 5 月「解放 60 周年」を迎えている。04 年 8 月には新任のケーラー連邦大統領 (Horst Köhler) がブーヘンヴァルトを訪れ、献花したが、KZ 記念遺跡訪問が国家行事の一環に組みこまれたことを示す、象徴的な出来事といえるかもしれない。

「国家を担う記念遺跡 (staatstragende Gedenkstätten)」という言い方が許される段階にきているのであろうか。ノイエンガメ記念遺跡所長ガーベ (Detlef Garbe) はそれには慎重であり、むしろ懐疑的である。「ナチ犠牲者の

記念遺跡」はそもそも「国家の歴史政策や国民の一体化的手段には馴染まない」。記念遺跡は「過去」の議論のうち止めを拒否し、どこまでもナチ犠牲者側に立つその党派性を彼は強調する<sup>(1)</sup>。おそらくこれは、記念遺跡一般に共通する立場であるに違いない。旧西ドイツの **KZ** 記念遺跡の成立史を振り返ってみても、それが当初はもっぱら強制収容所の生還者や犠牲者の遺族によって担われ、記念遺跡それ自体が純粹に死者への「追悼の場」であった時期が長く続いた。**1980** 年前後を境として、既存の記念遺跡の整備充実と新たな遺跡保存が進むと共に、展示と「学習の場」、記録資料の収集と歴史研究といった多様な役割が加わったのは確かである。それに伴い「警告に代って歴史化を」と活動の重点移行が提唱されもした<sup>(2)</sup>。だが「ナチズムの犠牲者のための」というその本来の責務と課題が疎かにされるものではなかった。元 **KZ** 抑留者・遺族にとって記念遺跡の敷地とは、「焼却所で焼かれた仲間の灰がばら撒かれ、土には彼らの血が沁みこんだ巨大な墓地 (**ein riesiger Friedhof**)」<sup>(3)</sup> に他ならない。「追悼と記憶」はかつての **KZ** 抑留者の遺志として何時までも記念遺跡の活動の基点に置かれよう。展示と学習、記録収集と研究など、新たな活動分野は将にそこから発想されていることにも留意したい。

それにしても **KZ** 記念遺跡が背負う課題は途方もなく難しい。ナチ犠牲者の「追悼と記憶」のための施設である以上は、「結局それらは、自国民の快挙を顕彰するために造られた、伝統的な意味での記念碑ではない。むしろ、ドイツ人のアイデンティティの肉体に突き刺さった棘として、**1933**～**1945** 年間のドイツが犯した悪行を証言しているのである。」とガーベ所長はいい切る<sup>(4)</sup>。これは先例のない一つの歴史的な実験といってよい。記念遺跡スタッフには将来を楽観する気分は微塵もないように思う。実をいえばナチ犠牲者の「追悼と記憶」の追求自体、一見するほど容易な課題ではない。それには異なる「記憶」の競合が常に伴う。しかも記念遺跡が支える **KZ** 史研究の進捗は、半ば公式の「記憶」と「歴史」の実像とのズレを露にする。こうした緊張を強いる活動の苦心と実績を通じて、**KZ** 記念遺跡の存在意義は初めて理解されるのではないか。誰と何を、どのような理由で、どのように記憶するのは必ずしも

簡単な問題ではない。1990年代にDDR国家から引継いだ一連の国立KZ記念遺跡の再編過程がそのことをよく物語っていよう。本稿では1989/90年の「転換」後の政治がストレートに働いたブーヘンヴァルトやザクセンハウゼンなど東独の事例ではなく、1980年代以来記念遺跡側の主体性が一貫して守られたノイエンガメの事例について、先の問題への具体的な取組みを検討してみようと思う。

#### 注

- (1) 拙稿「ドイツの『過去』をめぐる忘却・記憶・学習——ノイエンガメ元強制収容所記念遺跡の成立と展開——」、『人文論究（関西学院大学人文学会）』54巻4号（2005年）、87頁。
- (2) Franz-Josef Jelich, *Historisieren statt Mahnen—Zur Gedenkstättenarbeit heute*, in: *Wer sich des Vergangenen nicht erinnert. . .*, hrsg. v. IDEEN-Redaktion (Göttingen 1993), S. 51 ff.
- (3) Rede von Herrn Victor Malbecq in der KZ-Gedenkstätte—4.5. 1997, in: *Archiv der KZ-Gedenkstätte Neuengamme, Gedenkveranstaltungen zum 52. Jahrestag der Befreiung aus den Konzentrationslagern und des Kriegsendes im Mai 1997*.
- (4) 前掲拙稿, 86頁。

## 1. 元抑留者団体による集合的「記憶」の形成

ノイエンガメKZ記念遺跡の成立史は別に論じたので、ここでは必要な事実関係にのみ触れる。この記念遺跡がハンブルク歴史博物館の分館として実質的な活動を開始するのは、記録資料館(Dokumentenhaus)が開設された1981年以後のことになる。そこまで漕ぎつける過程では、やはりノイエンガメKZの元抑留者・遺族グループが実質的な推進主体となった。国内のノイエンガメ活動協会(Arbeitsgemeinschaft Neuengamme, AGN)やノイエンガメ国際交友会(Amicale Internationale de Neuengamme, AIN)に結集した元政治囚の人々の高い貢献度は、その後の記念遺跡と両団体との緊密な協力・連携関

係に強く反映している。彼らはナチ強制収容所の犯罪的実態と自らの体験を後世に伝えるべく、戦後30年以上もの間、何処からも一顧だにされなかったノイエンガメ関係の公私の記録資料の収集・保存に努めてきたが、今やその成果が記録資料館における常設展示「労働と絶滅」に活かされるにいたった。

だがAINの構成員はかつてのノイエンガメ抑留者のごく一部に過ぎず、もとよりその全体を網羅するものではなかった。外部収容所(Aussenlager)も含め、ノイエンガメKZに抑留された延べ総数(1938~45年)は10万6000人と概算され、そのうち約半数はポーランド人とソ連国籍の者が占める。48%の生還者の内訳は判っていない。少なくとも80年代までは、全抑留者の過半数を出した東欧諸国の生還者には、記念遺跡運動への主体的参加の道は閉ざされていたと考えざるをえない。ドイツ人抑留者は9000人程度とされるから、元共産党員の多いAGN会員となると、さらに僅かの政治囚の中の生還者に範囲は限定される<sup>(1)</sup>。冷戦状況は「過去」の忘却を強いるばかりでなく、AGN・AINのネットワークの構築にも著しい制約条件となっていたことも考慮しておかねばならない。ノイエンガメ記念遺跡の設立運動は意外と限られた人脈に頼らざるをえなかったのである。こうした事情を背景として、ノイエンガメの「追悼と記憶」作業はどのように進んだのであろうか。

1965年除幕の記念遺跡には、死体焼却所を模した石塔が建てられ、その南側面には「君たちの苦難、君たちの戦い、君たちの死を無駄にはしない」という銘文が刻まれた。死んだ同胞への二人称による呼掛け形式の、バランスの取れた碑文である。彼らが単に苦しみ、無念の死を遂げただけでないことを告げる「君たちの戦い(Euer Kampf)」の語が中央に配され、抑留者によるKZ内テロ体制への抵抗の実在が印象付けられる。「無駄にはしない(sollen nicht vergebens sein)」の結句は死者の遺志を引継ぐ決意を表す。この塔の礎石には、記念遺跡の設立経過にも触れるAINの声明文が埋め込まれていた。その締めくくりの文章はこう述べる。「この記念碑は、ノイエンガメの犠牲者たちを、公正で平和な世界をめざす抑留者たちの英雄的戦い(den heroischen Kampf)を、世界の諸民族と諸国民の自由を顕彰する場(Ehrenstätte)とし

で立っている。願わくば後継の諸世代が彼らの戦いに敬意を払い、その精神を活かし続けんことを！」<sup>(2)</sup>

65年にノイエンガメ記念遺跡は形ばかりの発足を果たしたが、その後15年間、西ドイツ社会ではもちろん、ハンブルク市民の間でもまったく注目されない「周辺的存在」に甘んじた<sup>(3)</sup>。「追悼と記憶」は元抑留者・遺族の願いとは裏腹に、直接当事者の慰霊活動という壁の内側に押込まれ、公共の場で広く議論の対象になる状況にはなかった。設立運動に尽力した人々だけがノイエンガメの「追悼と記憶」のあり方を決めざるをえない立場にあったのである。81年公開の常設展示「労働と絶滅」の作成過程は、未だ筆者の詳らかにするところではない。確かにAGN、AINなど関係団体が直接それに参画した形跡はない。しかし元抑留者側が収集・蓄積した記録資料が積極的に採用されたことだけは間違いないであろう。結果的に見て先のAIN声明文の期待はほぼ満たされていた。展示は8主題分野からなるが、ノイエンガメ抑留者の過酷な日常を扱った第一主題「生と死(Leben und Sterben)」が石塔の銘文の趣旨から見て、最も重要な内容を構成する。親衛隊(SS)テロ下の死と隣り合わせの日常生活、確実に死を招く苛烈な労働、軍需産業への動員と外部収容所、国際的連帯と抵抗・・・が8陳列ケースに分けて展示される<sup>(4)</sup>。

86年に詳しい展示カタログ書がハンブルク市長とAIN会長・事務局長の序言を付して公刊された。ノイエンガメ抑留者の「苦難、戦い、死」に関する最初の公式記録・資料集でもある<sup>(5)</sup>。「苦難と死」の部分を読めば、KZを生延びることは正常ではなく、むしろ例外的な現象であったことが判る。それに比して「戦い」の部分は分量的には遥かに少ない。ここに収められた元抑留者ブルナン(Marcel Prenant)の証言には次の下りがある。「我々が収容所での生活やそこで犯された犯罪のことを考える際に、我々は自分たちの体験がもつ別の側面を見逃してはならない。すなわちファシズムに対する政治闘争である・・・。収容所の中で国際的精神と連帯の維持・拡大に尽くして命を落とした、ドイツ国民の最良の人々のことを忘れるべきではない。」<sup>(6)</sup>これは元抑留者団体の基本的見解であったと思われる。「戦い」の役役は赤い三角章をつけた政

治囚であり、緑の刑事囚が敵役として登場する。抑留者「自己管理 (Selbstverwaltung)」の役職をめぐる「赤と緑」の抗争の構図が描かれるが、総じて多様な抑留者の姿は見えにくい。ノイエンガメの「抑留者社会 (Häftlingsgesellschaft)」の構成の実態からすれば、80年代の展示内容はやや平板であることを免れていない。記念遺跡の「追悼と記憶」自体が結局、抑留者の限られた部分に焦点を合わせたものになっていた、という印象が避けられない。

展示公開の81年、AIN事務局長ブリンクマン (Fritz Bringmann) は『KZノイエンガメ』を刊行し、このナチ強制収容所を知るための豊富な情報を提供した。本書は彼自身の抑留体験報告も含めて、KZ内の「連帯と抵抗」の実相を描くことに一つの重点がある。少し長いですが、その一部を以下に引用する。

「SSの言いなりにならない信頼できる政治的抑留者を役職 (Funktion) に就けることも、SS収容所指導部と戦う重要な前提であった。その結果、ノイエンガメ強制収容所のゲシュタポ本部、いわゆる政治局にもまっとうな政治的抑留者が潜入し、多くの貴重な情報と指示を抑留者のために与えることができた。

収容所事務室と労働配置部 (Arbeitseinsatz) に配属された抑留者は危険の迫った抑留者を全力でSSから保護した。特に僚友 (Kameraden) のリュトケ (Albin Lüdtkke) とマンドリクス (André Mandrycks) が労働配置部に配属されて以後は、非常に多くの僚友が救助された。なかでもドイツ人反ファシストがポーランド人、ベルギー人、ルクセンブルク人と共に、労働配置部で連帯的に行動したが、それは国際的な救助活動のための有益な前提を作り出した。病人と体の弱った抑留者は比較的軽い作業を斡旋され、そのうえ彼らのために、収容所司令部に勤務した抑留者がパンと昼食を調達した。SSのひどい苛めと虐待は《労働力の維持》を口実にして緩和させたり、阻んだりもした。多くの政治的ブロック古参 (Blockälteste) や部屋古参 (Stubenälteste) は病人や衰弱した抑留者を密かにブロック内に匿い、SSの介入を免れさせた。

こうしたすべての措置は確かに個々人を助けたが、決して全員を助けられたわけではない。生命を危険に曝していた人々の数は余りにも大きかった。多く

の外国人の僚友も病室（Revier）、ブロック、労働隊（Arbeitskommando）を問わず、こうした連帯活動に参加した。彼らはますます多様な管理業務とその他の役職に引入れられた。』<sup>(7)</sup>

強制収容所の極限状況下での「連帯と抵抗」とはどのようなものであったかを、明快に語る記述である。ブリンクマン自身、病室の抑留者看護師として同胞救助に携わった。とりわけ1942年前半のチフス蔓延の中で独り、隔離状態のソ連兵捕虜収容者の看護に当たった彼の献身振りは、今では伝説化されて語られるが、殺害される運命にあった捕虜たちが残した手書きのメモがその確実な証拠となっている<sup>(8)</sup>。抑留者がKZのテロ機構に公然と抵抗を試みることはむろん論外であった。その代りSSの非人間的目的と組織を出し抜き、そこに多少なりとも風穴を開けることが、考えうる限りの「戦い」の形態だった。その「戦い」の前提条件としてここでは、何よりも「信頼できる政治的抑留者」による各種の「自己管理」役職の掌握が指摘される。そこを拠点に「連帯と抵抗」の輪が広がるイメージが矛盾なく描かれる。いわゆる「赤と緑」の役職抗争も、政治囚の優位が確定するまでの経過的現象と見なされる。ブリンクマンにあっては、「連帯と抵抗」の輪の広がりには明らかな限界があったとはいえ、そこに包摂された抑留者こそが、第一にまず記憶されるべき人々であったに違いない。さし当りここでは、以上を元抑留者の集合的「記憶」と呼んでおく。

#### 注

- (1) ドイツ人政治囚の人数を確定することは現実には不可能といわれる。後述する1998年シンポジウム「KZノイエンガメの抑留者たち」におけるカイエンブルク報告を参照。ノイエンガメ収容所群に捕囚された抑留者の国籍別の人数は差当り、Ulrich Bauche/Ludwig Eiber u.a. (Hg.), *Arbeit und Vernichtung. Das Konzentrationslager Neuengamme 1938 bis 1945*, 2. Aufl. (Hamburg 1991), S. 130.
- (2) Ulrike Puvogel/Martin Stankowski (Hg.), *Gedenkstatten fur die Opfer des Nationalsozialismus. Eine Dokumentation*, 2. Aufl. (Bonn 1995), Bd. I, S. 236–237.
- (3) 後に記念遺跡所長となるガーベが1978年夏に初めてノイエンガメを訪れた時の、

見捨てられた記念遺跡の竹まいを後年回顧している。Detlef Garbe, *Neuengamme-Musterbeispiel für Vergessen und Verdrängen*, in: *Die vergessenen KZs?*, hg. v. Detlef Garbe (Bornheim-Merten 1983), S. 39–43.

- (4) Gisela Lehrke, *Gedenkstätten für Opfer des Nationalsozialismus* (Frankfurt/Main u.a. 1988), S. 126 ff.
- (5) 本稿では1991年の増補版を利用したので、初版とは食い違う点があることを恐れるが、機会をみて確認する必要がある。この増補版にはフォンシェラウ(Henning Voscherau)市長の序言が載せられ、AIN、ANG 諸団体への謝辞が述べられている。
- (6) Rauche/Eiber, *op. cit.*, S. 192–197.
- (7) Fritz Bringmann, *KZ Neuengamme. Berichte, Erinnerungen, Dokumente. Nachdruck der 1981 erschienenen Erstauflage* (Aukrug 1993), S. 36–37.
- (8) *Ibid.*, S. 54–64, 160–161.

## 2. 「忘れられた犠牲者たち」の問題

現在のノイエンガメ記念遺跡はハンブルク州文部省管轄下の独立の公的機関であるが、元抑留者諸団体と緊密な協力関係にあることはすでに述べた。その活動がすべて「ナチズムの犠牲者のための」という一点に帰着する限り、今後もこの関係は変わらないだろう。しかしそのために記念遺跡活動の主体性が損なわれていると考えるのは間違いだ。AGN や AIN が生還した元抑留者のごく一部しか掌握できなかった事情は、記念遺跡側も十分に承知していた。その結果、「追悼と記憶」の場面にはっきりとは姿を現さない元抑留者が意外と広範囲に及んだ。ここに「忘れられた犠牲者たち」の問題が改めて提議される必然性がある。ノイエンガメはこの意味での「追悼と記憶」の欠落部分を埋めるのに最も力を尽くし、成果を挙げてきた記念遺跡の一つとあってよい。

1982年ハンブルク同性愛者団体は、ノイエンガメ記録資料館の展示には「迫害された同性愛者が他のナチ犠牲者と同等には顧慮されていない」と、市議会に改善を申し入れた。この請願を受けて83年2月の市議会は、ノイエンガメ記念遺跡においてナチスに迫害された全ての人々、「特に政治的・人種的・宗教的理由で迫害された人々、及び同性愛者や売春婦などのマイノリティ

一」が記録される、と全会一致で決議した。同10月には関係諸団体を糾合した「ハンブルクのナチ体制下の忘れられた犠牲者のためのプロジェクト・チーム」が発足する。87年その調査・研究結果はまずアルトナ市庁舎で公開・展示され、その後記念遺跡の常設展示に移管される運びとなる。それに先立ち86年には論文集が公刊され、ノイエンガメ研究員のガーベも編集に参加した。扱われた人々はKZの抑留者に限らないが、従来公共の目が向けられなかったナチ被害者—同性愛者、心身障害者（特に強制不妊手術を受けた人々）、売春婦、乞食・無宿者、エホヴァの証人・・・の運命が明らかにされる。本書の88年版に序文を寄せたガーベの立場は記念遺跡の基本姿勢を明確にしたといえようである<sup>(1)</sup>。

ナチ犠牲者のある人々が忘れられたのは、偶然や手違いの結果ではなかった。「むしろ彼らの歴史は戦後40年以上にわたって系統的に忘却されてきた」のであり、そこには戦後なおナチ人種生物学的な偏見がドイツ社会に健在であった現実が露呈している。ガーベはいう。

「ユダヤ人と政治的被害者は人生報告、日記公刊、独自の総括によって比較的頻繁に文書で意見を述べてきた。これに対してその他のグループの生存者たちは、1945年以後しばしば彼らの受けた迫害を恥じて沈黙せざるをえなかった。彼らに加えられたナチズムの不正は、今でもなお正当な理由があったとされるからである。」そうした「SSの支配論理」がまかり通り、「犠牲者たちを相互に競わせる」ようなことはもう止めにすべきだ。ガーベの立場はもはや「連帯と抵抗」の輪にはとらわれない。「ナチズムのあらゆる犠牲者が迫害の理由に関わりなく、公共の場で一緒に記念されるべきである」とする。そして「ナチ体制の犠牲者の側に明確に組すること（**eindeutig Partei für die Opfer des NS-Regime nehmen**）」が明言される。記念遺跡活動の党派性とはこうした意味合いを含んでいる。ガーベ個人の主張はともかく、ノイエンガメ記念遺跡の活動が基本的にその方向をめざしたことは間違いない。ちなみに85年全国に先駆けて、ナチスの迫害に仆れた同性愛者の追悼碑が記念遺跡の敷地内に建てられている。

先のプロジェクトが視野に入れていたのは、ハンブルクに関わる「忘れられた犠牲者」の人たちである。ナチ犠牲者を残りなく掘り上げようとする記念遺跡には、問題は東欧の元抑留者の安否であった。80年代までは事実上、彼らとの自由な連絡や接触は不可能であったし、従ってその大部分は「忘れられた犠牲者」の範疇に入る人たちと見なせた。記念遺跡の式典には、東欧諸国が送りこむ公認の元抑留者代表団が参列するのが通例であった。ノイエンガメ抑留者の過半数の人々の「追悼と記憶」そのものが著しく政治色を帯びたものにならざるをえなかったのである<sup>(2)</sup>。89年が転機となり、東欧のAIN系組織との連絡は密になるが、組織外の生存者個人への接触も積極的に試みられた。94年以降は、毎年記念遺跡側が東欧諸国より元抑留者を招くようになり、ノイエンガメ来訪を支援すると共に、幅広い交流を可能としていった。ロシアやウクライナの元抑留者たちがかつての抑留地でドイツの若い世代を前に、自らの無残な体験を語り、青少年からの質問に答え、自由に意見を交わすなどという光景は、少し前までは想像すらできなかった。このような機会をもてること自体が、ほとんどが無名の年老いた元抑留者には自己の存在証明を再発見する場に等しかった<sup>(3)</sup>。

それと平行して、東欧諸国も含む全抑留者の個人情報の調査・収集がようやく本格化し、94年からは電子データ処理も開始される。90年代末までに11.3万件の個人情報の集録が終った。むろんこうした作業の基礎には、AINが中心となって営々と続けてきた情報収集の実績があり、記念遺跡はいわばその遺産を引継ぐことになったともいえる。特に死者名の確定プロジェクトは、1966年に出版された『ノイエンガメ死者帳 (Totenbuch Neuengamme)』が貴重な手掛りとなって、95年に1.8万の死者の氏名を記した帯布が新装なった「追悼の家」の壁にかけられた<sup>(4)</sup>。死者の拘禁理由、出身階層、思想信条、国籍いっさいを問わず、すべて同等に列記された名簿形式がノイエンガメの現在の「追悼」の姿を表している。

91～94年に記念遺跡が実施したオーラル・ヒストリー・プロジェクトは、欧米諸国・イスラエル在住の生存者へのインタビューを試みたものだが、元抑

留者の構成比にできるだけ忠実に、ロシア・ウクライナ・ポーランド国籍の人々からの聞き取りが相対的に多くなるよう企画された。最終的に121人へのインタビューが成立し、抑留体験の証言記録の収集は大きく前進を見た。この企画で注目すべき点は、「被害者諸団体が代表する、強制収容所の出来事に関する《公式的な》見方をとらない人々」にも証言できるよう配慮したことである。元抑留者へのインタビューの申入れから実施まですべて、特定の組織の仲介なしに行なわれたのはそのためである<sup>(5)</sup>。彼らはいずれも、遠からずその体験の記憶が永久に失われかねない老齢の域にある。証言の記録に拘れば、記念遺跡スタッフとしては「時間との競争」であったろう。しかし「個人の記憶」をそのものとして記録する作業は、記念遺跡側が「記憶」自体が優れて選択的・状況的であることを十分に弁えたうえで初めて可能だったといえる。こうして「忘れられた犠牲者」のままではいかねない、大方は組織とは無関係に生きる元抑留者個人の「記憶」は、からくも記念遺跡の文書室に収録・保存されるにいった。

## 注

- (1) Dettlef Garbe, *Einleitung*, in: *Verachtet – verfolgt – vernichtet. Zu den “vergessenen” Opfern des NS-Regimes*, hrsg. v. Projektgruppe für die vergessenen Opfer des NS-Regimes in Hamburg e. V., 2. Aufl. (Hamburg 1988), S. 5–13. 以下もこの序文による。本来計画にあったシンティ・ロマに関する論文が欠けた理由は、協力を依頼していた関係団体側の事情によるものであったという。
- (2) 1970年にAIN事務局長に就任したプリンクマンであるが、彼の回想録からは、当時の東欧諸国の元ノイエンガメ抑留者との交流や接触は組織上の公式行事の域を大きく出るものではなかった、という貧弱な印象しか受けない。Fritz Bringmann, *Erinnerungen eines Antifaschisten. 1924–2004* (Hamburg 2004), insb. S. 222–227. 1950年代の緊迫した冷戦下では、ハンブルク市側がノイエンガメを訪れる東側代表団の扱いに滑稽なほど神経質であり、70年代まで元抑留者団体への警戒心は本質的に変わっていない。
- (3) この間の事情は Detlef Garbe, *Die Arbeit der KZ-Gedenkstätte Neuengamme 1981 bis 2001. Rückblicke – Ausblicke* (Hamburg 2001), S. 50–53. に詳しく

い。

- (4) *Ibid.*, S. 43–48.  
 (5) Ulrike Jureit/Karin Orth, *Überlebensgeschichten. Gespräche mit Überlebenden des KZ-Neuengamme* (Hamburg 1994), S. 44–53, 155–156. を参照。

### 3. 強制収容所体験をめぐる集合的「記憶」の揺らぎ

1948年結成の際にAGNは自ら「収容所共同体 (Lagersgemeinschaft)」を名乗り、生延びた元抑留者の「ノイエンガメ強制収容所におけると同様の、僚友関係と連帯の維持」をその任務に掲げた<sup>(1)</sup>。かつてKZの中に抑留者の「収容所共同体」が形成されていたことを想わずの言である。81年刊のプリンクマンの資料的著書は、ノイエンガメにおける「連帯と抵抗」の事実を丹念に紹介した価値あるものだが、紛れもなくそこには「収容所共同体」のイメージが通奏底音のごとく貫いている。確かにプリンクマンは、元共産党員で役職最高位の収容所古参 (Lagersälteste) に就任したフェッツ (Jakob Fetz) のSS側への加担が抑留者間での政治囚の信用をひどく損なったこと、抑留者間の連帯を阻害する刑事凶上がり役職者 (特に労働隊のカポ) の凶暴で陰険な所業、また相互連携を困難にする言語の壁などの諸条件に触れている。だがそれは役職者の「人格 (Persönlichkeit)」問題であり、克服しがたい客観的な障害もなかった、というのがプリンクマンの主張である。上のような事例は「連帯と抵抗」という全体的な流れの中のエピソードとして言及されるに過ぎない<sup>(2)</sup>。

KZ内共同体の「記憶」に必ずしも合致しない個々の「記憶」があることに、記念遺跡側は早くから気づいていた。現に展示カタログ書には「お偉方が住まう一角 (Prominentenecke)」と題する証言と、「カポ連が演奏する」場面を描いた抑留者のスケッチ画とが並んで掲載されている。それは、役職抑留者が一般抑留者に比べ遥かに恵まれた、いっそ特権的ともいべき生活を送っていたことをうかがわせる資料である<sup>(3)</sup>。役職者を核に「連帯と抵抗」の輪が広がる共同体イメージには余りにそぐわない。記念遺跡は87年に見学用の

授業教本を編集し、学校に配布した。それが載せる「強制収容所における生活条件と生残り条件」に関するテキスト「ある同性愛抑留者の報告」は、赤い政治囚が緑の役職者を放逐するのに手段を選ばぬ、汚い手を平気で使った有様を回顧している。ここでは「赤と緑」の抗争での反ファシスト側の主観的体験が相対化される<sup>(4)</sup>。「自己管理」の役職を掴むこと自体が不可避免的に問題を抱えこまざるをえなかった **KZ** の構造に注意を払うことが必要となる。

戦後冷戦下のノイエンガメ運動において大きな足跡を残したシュヴァルツ (**Hans Schwarz**) は生前、元抑留者の体験報告・証言等を精力的に収集し、その膨大な遺稿資料は死後一括してハンブルク・ナチズム史研究所に委譲された。その記録を読むと、生還した同じ政治囚グループの間でも、ノイエンガメの「記憶」は大きく食い違うことが判明する。党派の違いだけでなく、国別や収容時期の差が抑留者としての「記憶」を規定し、互いに「真実を歪めている」という非難の応酬となる。**89**年にその一端を公にした編者たちは次のように書いた。「《強制収容所の世界》には国別の、また社会的なヒエラルヒーが存在し、誤解が死の結末を招くことも稀ではなかった。非常に単純だが、冷酷なほど効率的な役職抑留者システムは確かに、幾つかの抑留者グループ、大方は政治的グループによって、危なくなった僚友を助けるために利用された。けれども関係者の大多数はこのシステムを無慈悲な《ヒエラルヒー》と知覚した。そこでは《特権を持つ》抑留者が、悪い待遇を受ける抑留者に対して **SS** の意を体する助手にもなったのである。」と。本書の棹尾にはフランス人抑留者ロメル (**Albert Rohmer**) の文章が置かれる。ナチ・ドイツの敗色濃厚な **44**年にノイエンガメ送りとなった彼の感覚では、**SS** に対する組織的抵抗などは不条理を通り越していた。ごく少数が辛うじて帰還した戦争末のフランス人抑留者の「記憶」は、多くがそのようなものだったという<sup>(5)</sup>。

**80**年代にはさすがに「収容所共同体」という言葉が表立って使われることはなく、それだけに **KZ** 体験の集合的「記憶」の揺らぎは目立ち始めていた。記念遺跡は追悼施設の枠をとっくにはみ出し、予想外の速さで教育・研究施設としての機能を背負いこんだ。**KZ** 史研究の拠点の役割は単に外から押し付け

られたものではない。ナチ犯罪の現場の「過去」を後世に伝える責務そのものが、学術的な「歴史」の裏づけを要求する。所内に集積された大量の記録情報は、何よりも歴史学など人文諸科学による整理・分析・解釈の手に委ねられて初めて、集合的「記憶」の諸側面を照らし出し、それを対象化する素材として活きるであろう。あたかもドイツの **KZ** 史学は **90** 年代に曲がり角に差しかかっていた。オーラル・ヒストリーの史料蓄積と方法的洗練化を背景として、ナチ期ドイツ社会と **KZ** の多層的な関係、**KZ** 内の抑留者社会の実相にも光が当てられるようになり、そうした観点を踏まえた個別の基幹強制収容所に関する総合的歴史叙述が進んでいる<sup>(6)</sup>。その際、各記念遺跡の文書室の利用が不可欠の条件となる。元抑留者の「記憶」は歴史研究という後世代の真っ直ぐな目にさらされる。ノイエンガメ記念遺跡も特に若い研究者には文書室を開放し、基本的にそれに協力的である。**94** 年以後は独自に、『北ドイツ・ナチ迫害史論集』年一冊の編集・発刊を開始した<sup>(7)</sup>。記念遺跡は「記憶」と「歴史」とが相対する緊張関係を耐えうる施設であることが求められる。

この間に **KZ** 史学が明らかにした集合的「記憶」に関わる点を二つ挙げておこう。第一は、**KZ** の「自己管理」役職の掌握がはらむ自己矛盾である。それが **SS** 側の設けた制度である以上、個人の力ではどうにもならない支配構造の問題である。役職者は否応なく **SS** への「抵抗と協力の狭間 (*zwischen Widerstand und Kollaboration*)」に置かれる。第二は、**KZ** 強制社会が見せる極端な差別構造である。拘禁理由に基づくカテゴリー区分、人種・民族による序列化、入所時期による扱いの違い、「自己管理」システムによる身分差。**SS** 側の一方的な基準による分断ではあるが、それぞれが抑留者の生死を左右する処遇の格差につながる。この二点はいわば公式の集合的「記憶」では必ずしも明確には触れられず、突き詰めても論じられなかった現実の **KZ** の側面である。しかも非公式の個人の「記憶」を念入りに読み込む作業を多少とも伴いながら、導かれた結論といってもよい。「連帯と抵抗」を指針とした **KZ** 抑留体験の集合的「記憶」はここに根本的な修正を迫られるにいたったのであろうか。

こうした問題状況を一気に顕在化させる資料集『〈粛清された〉反ファシズム』が94年に出版される。本書には編者ニートハマー (Lutz Niethammer) とハーテヴィヒ (Karin Hartewig) による長い序文が付され、ブーヘンヴァルト強制収容所の「自己管理」システムを制覇した「赤いカポ」(共産党員カポ)の果たした役割について厳しい批判的評価が下された<sup>(8)</sup>。DDRの記念遺跡の刷新が継続中であった当時、本書の議論はブーヘンヴァルト記念遺跡の常設展示の改変(95年再開)にも相当に影響したと推測される。「ファシズム・世界大戦研究ベルリン協会」に集る歴史家グループがニートハマー批判の急先鋒となった<sup>(9)</sup>が、論争そのものは別個に論じなければならない。しかしニートハマーらの主張はノイエンガメ記念遺跡が伝統的な集合的「記憶」を検証しなおし、その基本的な正しさを再確認する契機となっただけに、その経緯を最後に見ておきたい。

## 注

- (1) Fritz Bringmann/Hartmut Roder, *Neuengamme. Verdrängt – Vergessen – Bewältigt?. Die zweite Geschichte des Konzentrationslagers Neuengamme 1945–1985* (Hamburg 1987), S. 57–58.
- (2) Bringmann, *Neuengamme. Berichte*, S. 21, 39, 50, 53.
- (3) Brauche/Eiber, *op. cit.*, S. 187.
- (4) Detlef Garbe, Herbert Hötte, Wilfried Müller, *Konzentrationslager Neuengamme. Vorschläge zur Behandlung im Unterricht* (Hamburg 1987), S. 37, 44. しかもこの資料はKZ内の生活と生残りをより深刻に理解させるために別の収容所資料から借用したものである。
- (5) Christoph Ernst/Ulrike Jensen, *Als letztes starb die Hoffnung. Berichte von Überlebenden aus dem KZ Neuengamme* (Hamburg 1989), S. 11–15, 167 ff.
- (6) 現在私の把握している限りでは、ダハウ、ノイエンガメ、グロース・ローゼン、ミッテルバウ・ドーラ、ラーフェンスブリュクに関するその種のモノグラフィーが公刊されている。
- (7) Garbe, *Die Arbeit 1981–2001*, S. 54 ff.
- (8) Lutz Niethammer (Hg.), *Der „gesäuberte“ Antifaschismus. Die SED und die roten Kapos von Buchenwald. Dokumente* (Berlin 1994), Einleitung: S. 23–167; Karin Hartewig, *Wolf unter Wölfen? Die prekäre Macht der kommunisten*

tischen Kapos im Konzentrationslager Buchenwald, in: *Die nationalsozialistischen Konzentrationslager. Entwicklung und Struktur*, hrsg. v. Ulrich Herbert u.a. (Göttingen 1998), Bd. II, S. 938–958.

- (9) 特に参照。 *Bulletin Nr. 5. Berliner Gesellschaft für Faschismus- und Weltkriegsforschung* (1995), S. 58–112.

#### 4. KZ 体験の集合的「記憶」と「歴史」

ニートハマーによる「赤いカポ」評価を貫くのは、共産党員に固有な党派的利害を優先させる思考・行動様式への妥協のない批判的眼差しである。「自己管理」役職の占有も「幹部保護」と自集団維持のための至上命令であり、対 SS 協力は敵対ないし不要分子の抹殺に利用された。役職システムによる同胞抑留者の救済は党派的基準とナチ的＝通俗ドイツ的価値序列によって遂行され、代りにその基準・序列の低位にある抑留者が犠牲に供された。いわゆる「犠牲者交換」である。KZ 抑留者社会は多重のヒエラルヒー論理で動き、その結果むしろ僅かなドイツ共産党員グループが最終的に役職システムを牛耳る上で有利な条件が整っていた。こうして「KZ における生残共同体 (Überlebensgemeinschaft) としての KPD の異常な成功」があった。以上、いささか乱暴だが、その骨子の要約である。

伝統的な集合的「記憶」が包摂し切れなかった KZ 抑留者社会の実態に、ノイエンガメ記念遺跡側がより目配りの利いた迫り方を始めていたことは先にも述べた。94 年のガーベの論文では、KZ の世界は「平等な犠牲者社会」とは異質な存在であり、そのなかでドイツ人抑留者は外国人の目にはともすると SS 側の人間と映っていたことが明記された。連帯活動は狭い圏内に留まり、10% の名士たちと、日々の生存競争に駆立てられる 90% の痩せこけた抑留者との間には架橋し難い分割線が引かれたという<sup>(1)</sup>。カイエンブルク (Hermann Kaienburg) はノイエンガメ KZ 史研究の若手の第一人者といってよいが、その彼の見解でも同胞救済という「連帯と抵抗」がごく狭い範囲内に終始し、圧倒的多数の抑留者にはその活動は知られていなかったとされる。しかもある抑

留者の救済は別の抑留者の犠牲によって購われた。つまり「連帯と抵抗」の軸となる役職者は常に「その本当の顔と SS 向けの従者の顔」という二面性を持たざるをえなかったと彼は認める<sup>(2)</sup>。だが「赤いカポ」の働きの全面否定に等しいニートハマー説には、さすがにノイエンガメ側も、「風呂の水と一緒に子どもも流してしまう」類の極論として、強い違和感を抱いた。おそらくその議論が『論集第 4 号』（98 年刊）の特集「誘導された権力—抵抗と協力の狭間の役職抑留者」に結実したと思われる<sup>(3)</sup>。

特集の収録する論文は水準の高い実証研究だが、ニートハマー批判の立場は明確である。それを正面から論じるのは、ブーヘンヴァルトの共産党員役職抑留者を直接扱ったシャルンベルク（**Harriet Scharnberg**）である。「幹部保護」と「犠牲者交換」という結論は著しく実証的根拠を欠き、それが「赤いカポ」の支配論理ではなく、役職システムの構造論理の帰結であったことを無視しており、総じて **KZ** 強制社会での役職抑留者の役割の複雑さを十分に考慮していない、というのが批判の主要なポイントといえよう<sup>(4)</sup>。彼女の提起した実証の問題はなお課題として残る。カイエンブルク論文は、ノイエンガメの実例に基づきニートハマー・テーゼの行き過ぎをチェックする。しかし彼の慎重な議論の運びから受ける印象では、政治囚の「組織的活動」に大差のあったノイエンガメとブーヘンヴァルトとでは、ことは一律に論じられない、というやや平凡な結論しか導けない。にも拘らず、「現実に何が起こっていたのか」を再現しようとする実証分析は、役職者が介在しない多様な「連帯と抵抗」のあり方を掘り起こし、一刀両断の判定を拒む、入り組んだ現実を把握する手腕は見事である。**DDR** の反ファシズム建国神話の弊害の基を断つ、という政治的要請にも駆られ、ニートハマーによる「赤いカポ」断罪は明らかに現代的な価値評価が先導すると、彼の評価基準にもカイエンブルクは疑問を呈する<sup>(5)</sup>。この論集にはやや短縮した形だが、ハーテヴィヒ論文が再録され、またムスマン（**Olaf Musmann**）のミッテルバウ・ドーラに関する事例研究は、事実上、ニートハマー説を一部採りこんだ議論を展開している<sup>(6)</sup>。

この年 9 月ノイエンガメ記念遺跡は、「**KZ** ノイエンガメの抑留者たち：迫

害体験、抑留者の連帯、そして国民的絆」というテーマで、シンポジウムを開いた。合計 20 本の報告がなされ、学術的な研究の部類には入らない報告の方がむしろ多かったが、従来ほとんど話題に上らなかった国別の抑留者グループの運命が具体的に論じられ、集合的「記憶」を豊かにするうえでもえられた成果は大きかったと思う。この機会にもカイエンブルクとブリンクマンがドイツ人政治囚をとり上げ、ノイエンガメ記念遺跡の「赤いカポ」問題への見解を確認している。カイエンブルクの報告は内容的には既発表論文の要約の域をでないが、ニートハマーの判断の誤りを明確に指摘した点が印象的である。生死がじかに問われた極限状況下の抑留者の行動を道徳的に評定する危うさが改めて強調される<sup>(7)</sup>。いわば問題の当事者であるブリンクマンは主観的体験を通して政治囚の果たした役割を振り返る。ここで彼は、共産主義者が党グループとして組織的に活動したかのようにいう説を明瞭に否定するが、同時に各人が自らの信念に基づき同胞救助に立ち向ったと述べ、その「記憶」に誤りがないという彼の確信を繰返したことになる。その彼が「共産主義者も誰とも違わない一個の人間であることから話を始めてはいけないのか」と問いかけている点は、現在の彼の「記憶」を組み立てる原点が何処にあるかを表現してはいないだろうか<sup>(8)</sup>。

ノイエンガメ記念遺跡は少なくともニートハマーの衝撃的な問題提起を素通りする道を選ばなかった。その結果、記念遺跡はそれを「赤いカポ」断罪論として斥け、元抑留者団体の集合的「記憶」の根幹は守りぬいたことになる。しかし公式の集合的「記憶」も多様な抑留者グループや個人のそれぞれ異なる「記憶」の発掘を通じて絶えず相対化され、豊かにされることを記念遺跡側はめざしている。その意味でたとえば、カイエンブルクが入念な資料分析によって叙述した KZ の現実の「歴史」は紛れもなく、「連帯と抵抗」の輪の広がり寄りかかった集合的「記憶」の構成の不十分さを明らかにしている。95 年に元ヴァルター兵器工場の建物で開設された常設展示「生残りの戦い」には、かつての記録資料館における展示に比べ、23 コーナーに増設されながら、「国際的連帯と抵抗」のコーナーはない。その代りに「自己主張 (Selbstbehaup-

tung)」のコーナーには「SS が明言した絶滅意志に対して抑留者たちは生き抜く意志で対抗した。」とあり、「連帯と抵抗」に関する情報はそれに吸収された<sup>(9)</sup>。政治囚が決定的な場面で主人公となる「記憶」は、記念遺跡側がもはや採用するところではない。今世紀に入って KZ 跡地の全面移管にあわせて、ノイエンガメ記念遺跡の新構想が練られたが、元抑留者・遺族側の求める「追悼と記憶」はどのように組み込まれたのであろうか。機会を改めて論じたい。

## 注

- (1) Jureit/Orth, *op. cit.*, S. 23–27.
- (2) Hermann Kaienburg, *Das Konzentrationslager Neuengamme 1938–1945* (Bonn 1997), S. 234–239.
- (3) *Beiträge zur Geschichte der nationalsozialistischen Verfolgung in Norddeutschland*, Heft 4: Abgeleitete Macht – Funktionshäftlinge zwischen Widerstand und Kollaboration (1998), S. 16. の巻頭言でガーベがその点を暗示する記述をしている。
- (4) *Ibid.*, S. 123–133.
- (5) *Ibid.*, S. 18–50.
- (6) *Ibid.*, S. 117–122; S. 82–96, insb. S. 89. なおハートヴィツヒの論文は前章注(8)の論文を短縮したもの。
- (7) Detlef Garbe/Harriet Scharnberg (Red.), *Häftlinge im KZ Neuengamme. Verfolgungserfahrungen, Häftlingssolidarität und nationale Bindung* (Hamburg 1999), S.172–180.
- (8) *Ibid.*, S. 181–187.
- (9) *über lebens kämpfe. Häftlinge unter der SS-Herrschaft. Begleitbroschüre zur ständigen Ausstellung* (Hamburg 1996), 17.